

香川県条例第14号

香川県立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例

香川県立図書館協議会設置条例（昭和26年香川県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 略</p> <p>(任命の基準) 第2条 <u>協議会の委員（以下「委員」という。）の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。</u></p> <p>(定数) 第3条 委員の定数は、10人とする。</p> <p>(任期) 第4条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、特別の事情がある場合には、任期中であっても解任することができる。 2 <u>補欠の委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(設置) 第1条 略</p> <p>(定数) 第2条 <u>協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。</u></p> <p>(任期) 第3条 委員の任期は、<u>2ヶ年</u>とする。ただし、特別の事情がある場合には、任期中であっても解任することができる。 2 <u>補欠委員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。